

技術者等の適正配置について

建設工事の適正な施工を確保するため建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）の適正配置について事務取扱を次のとおりとします。

○ 技術者等の基本的条件

- ◆「開札日」において、所属する会社と雇用に関する一定の権利義務関係が存在すること。
- ◆専任配置を要する工事については、引き続き3か月以上の雇用関係にあること。
- ◆条件付一般競争入札（事前審査型）に参加しようとする場合は、「入札参加希望書提出の日」において上記条件を備えていること。

〈1〉 技術者の専任配置を必要とする工事（専任対象工事）

① 工事の請負代金

請負代金が4,000万円以上（建築一式工事は、8,000万円以上）

なお、入札公告で専任配置を求めた工事については請負金額にかかわらず専任配置が必要です。

② 監理技術者を専任配置しなければならない工事

必要な特定建設業の許可を受けており、一次下請に係る下請契約総額が4,500万円以上となる工事（建築一式工事は7,000万円以上）

監理技術者は、監理技術者資格証を有する者（監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方を有する者）でなければなりません。

③ 技術者等の配置条件

ア 請負金額4,000万円以上の主任技術者は、近接場所（10km程度）で密接な関係がある工事は、2件まで兼務可とします。

イ 請負金額4,000万円以上の主任技術者は、災害復旧工事を含む場合は、密接な関係があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度の公共工事であれば3件まで兼務を認めます。

ウ 主任技術者等として管理する工事の施工場所は、全て尾道市内であることが必要です。（災害復旧工事は尾道市内要件を求めません。）

エ 配置する技術者等は、特例監理技術者を除いて同工事の現場代理人を兼任することはできませんが、別工事の現場代理人になることはできません。

オ 配置する技術者等は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に基づき営業所に置かれている専任技術者（以下、「営業所の専任技術者」という。）であってはなりません。

カ 監理技術者補佐を専任で置いた場合は、監理技術者の兼務を2件まで認めることとします。

※ 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む)をいいます。

〈2〉 技術者の専任配置を必要としない工事

① 工事の請負代金

請負代金が4,000万円未満(建築一式工事は8,000万円未満)

② 技術者等の配置条件

ア 請負代金が130万円以上(入札結果により130万円以下となるものを含む)500万円未満(建築一式工事は130万円以上(入札結果により130万円以下となるものを含む)1,500万円未満)の工事にあつては、配置する技術者等が兼務できる件数に制限はありません。

イ 請負代金が500万円以上4,000万円未満(建築一式工事は1,500万円以上8,000万円未満)の工事にあつては、配置する技術者等が兼務できる件数は5件までとします(災害復旧工事は件数には数えません)。

ウ 請負代金が130万円以上(入札結果による130万円以下を含む)500万円未満(建築一式工事は130万円以上(入札結果による130万円以下を含む)1,500万円未満)の工事と請負代金が500万円以上4,000万円未満(建築一式工事は1,500万円以上8,000万円未満)の工事の双方に配置する技術者等が兼務できる件数は5件までとします(災害復旧工事は件数には数えません)。

エ 業務委託及び130万円未満の随意契約による工事にあつては、技術者等の配置履歴を130万円以上の入札による工事(専任工事を除く)に反映しません。(件数には数えません)

オ 配置する技術者等が営業所の専任技術者の場合は、配置されている件数が4件以内であつて、かつ、対象工事の技術者としての職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事場所と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものでなければいけません。(災害復旧工事は件数には数えません)

カ 配置する技術者等は、請負業者が請負っている専任配置を必要とする工事技術者等として配置されている者であつてはいけません。

※ 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とします。

○条件付一般競争入札(事後審査型)における留意点

条件付一般競争入札(事後審査型)において、配置予定技術者が尾道市の定める配置基準(配置条件)を満たしていない場合は、落札者にはなれません。配置状況は、コリンズ(工事実績情報サービス)等で確認します。(尾道市発注工事のみが対象ではありません。国・県・他市町の受注工事も含まれます)

現場代理人の配置について

○ 現場代理人の基本的条件

- ◆ 「開札日」において、所属する会社と雇用に関する一定の権利義務関係が存在すること。

○ 現場代理人の配置条件

工事現場に常駐となるため、他の工事の現場代理人及び営業所の専任技術者であってはけません。

ただし、監督員と携帯電話等で常に連絡がとれるなど、発注者との連絡体制を確保し、監督員等の求めにより速やかに工事現場に向かう等適切な対応が可能であって、次のアからキのいずれかに該当する場合は、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されていると認めた場合」として取扱い、工事現場への常駐義務を緩和し、他の工事の現場代理人との兼務を認めます。

ア 既契約工事の附帯工事（特命随意契約）

イ 施行場所が尾道市内の請負金額500万円未満の工事

ウ 技術者の専任配置を要しない工事である次の(1)から(4)の条件をすべて満たす場合において、受注者から書面で申請を行い、発注者の承認を得た場合

- (1) 請負金額500万円以上4,000万円未満（建築一式工事にあつては8,000万円未満）の公共工事であること
- (2) 兼務する工事件数が5件以内であること（災害復旧工事は件数に含まない）
- (3) 全ての工事現場が尾道市内であること（災害復旧工事を除く）
- (4) 兼務する工事が尾道市発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること（広島県発注の災害復旧工事は不要）

エ 技術者の専任配置を必要とする工事（監理技術者が必要な工事は除く）のうち、次の(1)から(4)の条件をすべて満たす場合において、受注者から書面で申請を行い、発注者の承認を得た場合

- (1) 兼務する工事と密接な関係があり、兼務する全ての工事箇所の間隔が10km程度であること
- (2) 兼務する工事件数が2件以内であること
- (3) 全ての工事現場が尾道市内であること（災害復旧工事を除く）
- (4) 兼務する工事が尾道市発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること（広島県発注の災害復旧工事は不要）

オ 災害復旧工事（技術者等の専任配置を必要とする工事を除く）

カ 災害復旧工事（技術者等の専任配置を必要とする工事（監理技術者が必要な工事

は除く))のうち、次の(1)から(3)の条件をすべて満たす場合において、受注者から書面で申請を行い、発注者の承認を得た場合

- (1) 兼務する工事と密接な関係があり、兼務する全ての工事箇所の間隔が1.5km程度であること
- (2) 兼務する工事件数が3件以内であること
- (3) 兼務する工事が尾道市発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること(広島県発注の災害復旧工事は不要)

キ 次のいずれかに該当する場合

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事現場が完了し、完成届提出後竣工検査までの期間
- (5) その他、特に発注者が認めた期間

なお、キに該当する場合の兼務承認については、書面による承認申請ではなく、発注者との協議により承諾を得ることとします。

※ その他の兼務の承認申請に係る事項は別途特記仕様書で定めます。

※ 業務委託及び設計金額130万円未満の随意契約による工事にあつては、現場代理人の配置履歴を設計金額130万円以上の入札による工事(専任工事を除く)に反映しません。

※ 設計金額500万円以上で現場代理人の常駐義務緩和対象となる工事は、設計図書に特記仕様書で定めることとします。